高知県福祉・介護就労環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県福祉・介護就労環境改善事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、福祉・介護職場の環境づくりの促進を図るため、福祉・介護施設又は事業所が介護 福祉機器の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率及び補助額の範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)に関する事業名、補助事業者、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとし、同表の補助基準額欄に定める額と同表の補助対象経費欄に定める額から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

- 第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適当であると認められるとき。
 - (2) 補助事業者が規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(補助の条件)

- 第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。

- (2) 補助事業の内容の変更(中止及び廃止を含む。)をする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を1通提出して、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、事業費の20パーセント以内の軽微な減額変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、 速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助 事業の完了後の翌年度から5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後において も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運 用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを 契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこ と。
- (8) 補助事業執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(グリーン購入)

第8条 補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本 方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(実績報告等)

- 第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の補助事業実 績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税 仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した補助事業者にあって は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報 告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければ ならない。

(補助金の額の確定通知)

- 第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。
- 2 前項により確定した額が交付決定額と相違する場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

(報告等)

- 第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- 2 補助金の交付の目的に沿った効率的な運用がなされているかを確認するため、補助事業者は、 別記第3号様式別紙2「3 事業の効果」に記載された事項について、補助事業実施年度の翌年 度の状況を、翌年度末日から起算して30日以内に知事に報告しなければならない。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に 基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原 則として開示を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年7月29日から施行する。
- 2 この要綱は平成28年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第7条、第9条、第12条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成27年8月11日から施行する。

別表第1(第3条関係)

事業名	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率	補助限度額
高知県福祉・介護 就労環境改善事業	県内で次に掲げる施設又は事業所を設置している法人 (地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く。) (1) 高齢者関係 ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 認知症対応型共同生活介護事業所 (2) 障害児・者関係 ア 障害者支援施設 イ 障害児入所施設	国の助成事業の対象外である介護福祉機器の導入に対して補助を行う。 ・備品購入費、使用料及び賃借料 ア 高さ調節機能付き電動ベッド イ及びウについては、上記に附帯的に整備する場合のみ補助 対象とする。 イ 片肘なし車椅子 ウ 移乗用ボード	1 施設又は事業 所当たり120万円 以内	2分の1	1施設又は事業 所当たり60万円

支給の対象となる介護福祉機器と同時に購入等した身体的負担軽減に資する機能を発揮するために必要不可欠な付属品を含めることができる。ただし、次に該当する場合は、対象外とする。

- ・要介護者が購入し、又は賃借した機器
- ・事業主が私的目的のために購入した機器
- 事業主以外の名義の機器
- ・現物出資された機器
- ・商品として販売し、又は賃貸する目的で購入した機器
- 原材料
- ・取得するも解約又は第三者に譲渡した機器
- 支払事実が明確でない機器
- ・国外において導入された機器
- ・資本的及び経済的関連性がある事業主間の取引による機器
- ・配偶者間、1親等の親族間、法人とその代表者間、法人とその代表の配偶者間、法人とその代表の1親等の親族間、法人とその取締役間、法人とその理事又は同一代表者の法人間の取引による機器
- ・現地調査等において、その存在を確認することができない機器
- 併給調整がなされる助成金等の支給に係る機器
- ・長期(1年以上)にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器
- ・介護福祉機器を導入する事業所の介護労働者以外の労働者が恒常的に利用する機器

別表第2(第5条-第7条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第 2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力 団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執 行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の 団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。) が暴 力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に 損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。